

 **本田小学校PTA免除規定** 

第1条 本規定は細則第5章第14条及び第7章第25条第4項を受け、規定するものである。

第2条 規定は、会員の中より役員、委員等を選出するにあたり、本会の円滑な運営を目指し、また特定の会員に役職の負担等が偏ることを避け、広く会員にまわし向けることを目的とするものであり、本会の更なる発展と、公正な会の運営及び活動に寄与するものである。

第3条 本規定の運用については、規定に当てはまる者からの自己の申告によって適用されるものであり、第三者による申告、指示、強制により適用されるものではない。

第4条 申告の方法はそれぞれの役職により別に定める。

第5条 会員は免除申告を行う場合、正しく申告しなければならず、その適正運用に努めなければならない。

第6条 役員の選出にあたっては、細則第5章第14条により免除項目について次の通りとし、各項目の内1つに該当する場合は、免除を受けることができる。但し再選は妨げない。

1. 来年度本田小学校PTA専門委員長である。
2. 来年度穂積北中学校PTA本部役員、または委員長である。
3. 来年度の瑞穂市子ども会育成協議会の本部役員、または本田小学校区子ども会の理事である。
4. 妊娠中である。
5. 同居人の中に、看護が必要な病人がいる。

第7条 専門委員長の選出にあたっては、細則第5章第14条により免除項目については次の通りとし、各項目の内1つに該当する場合は、免除を受けることができる。

1. 過去、または本年度専門委員長である。
2. 来年度本田小学校PTA役員である。
3. 来年度穂積北中学校PTA本部役員、または委員長である。
4. 来年度の瑞穂市子ども会育成協議会の本部役員、または本田小学校区子ども会の理事である。
5. 妊娠中である。
6. 同居人の中に、看護が必要な病人がいる。

第8条 学年委員の選出にあたっては、細則第7章第25条第4項により免除項目について次の通りとし、各項目の内1つに該当する場合は、免除を受けることができる。

1. クラス委員または学年委員の経験がある。（1子に対して1回であるので、対象の児童に対し、その兄弟姉妹でのクラス委員または学年委員経験では不可とします。）
2. 過去、または本年度、あるいは来年度の本部役員である。
3. 過去、または本年度、あるいは来年度の校外生活指導・文化研修・福祉広報の委員長である。

4. 来年度の本田小学校PTA校外生活指導委員である。
5. 来年度の中学校の本部役員である。
6. 来年度の瑞穂市子ども会育成協議会の本部役員、または本田小学校区子ども会の理事である。
7. 自宅に常時保育園、幼稚園入園前の子どもがいる。
8. 妊娠中である。
9. 同居人の中に、看護が必要な病人がいる。
10. 家庭教育学級役員（委員長・副委員長・会計）の経験がある。（1子に対して1回であるので、対象の児童に対し、その兄弟姉妹での家庭教育学級役員では不可とします。）
11. 対象児童で、校外生活指導委員副委員長を令和6年度以前に経験がある。（1子に対して1回であるので、対象の児童に対し、その兄弟姉妹での校外生活指導副委員長では不可とする）
12. 来年度の子ども会育成会長である。

第9条 校外生活指導委員の選出にあたっては、細則第7章第25条第4項により免除項目について規定第8条を適用するものとする。但し、第1項、第2項、第3項、第4項については除くものとする。また再選は妨げない。

第10条 パワーサポーターズの選出にあたっては、細則第7章第25条第4項により免除項目について次の通りとし、各項目の内1つに該当する場合は、免除を受ける事ができる。

第2項、第3項については、本人及び配偶者を対象とする。

1. 父親委員またはパワーサポーターズの経験がある。（1家庭に対して1回であるので、その兄弟姉妹での父親委員またはパワーサポーターズ経験で可とします。）
2. 過去、または本年度、あるいは来年度の本部役員である。
3. 過去、または本年度、あるいは来年度の校外生活指導・文化研修・福祉広報の委員長である。
4. 来年度の中学校の本部役員である。

第11条 本規定を適用申請する者は、申請項目を示し確認を受けるものとする。

第12条 本規定の改正は、実行委員会において行うことができる。

附則 本規定は、平成17年4月26日より施行する。

附則 本規定は、平成29年2月10日より施行する。

附則 本規定は、平成29年12月14日より施行する。

附則 本規定は、令和元年12月4日より施行する。

附則 本規定は、令和3年11月5日より施行する。

附則 本規定は、令和6年12月1日より施行する。